

令和8年度第1回国分寺市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和8年6月24日（水）

午前9時30分から11時まで

会場：会議室201

- 1 委員長挨拶
- 2 委員会の任務について
- 3 第2次国分寺市地域福祉計画（中間における検証）について
- 4 包括的相談支援事業の周知について（つみとりの活用）
- 5 民法等の一部改正（成年後見制度）について
- 6 社会福祉法等の一部改正について
- 7 令和8年度地域福祉推進委員会開催等スケジュールについて

【資料一覧】

（資料 1-1） 第2次国分寺市地域福祉計画『中間における検証』

（令和8年度第1回地域福祉計画評価等委員会資料）

（資料 1-2） 令和8年度第1回地域福祉計画評価等委員会 質問・意見一覧表

（資料 2） 包括的相談支援事業の周知について（つみとりの活用）

（資料 3） 民法等の一部を改正する法律案（成年後見制度）

（資料 4） 社会福祉法等の一部改正について

（資料 5） 令和8年度地域福祉推進委員会開催等スケジュール

（参考資料1） 国分寺市地域福祉推進委員会設置規程

（参考資料2） 令和8年度国分寺市地域福祉推進委員会委員名簿

第 2 次国分寺市地域福祉計画（令和 6 年度～令和11年度）『中間における検証について』（令和 8 年度第 1 回地域福祉計画評価等委員会資料）

令和8年度第1回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料1-1

中間検証対象指標		13指標／38指標													
通番	基本目標	施策の柱	施策	取組名	取組内容	事務事業名	担当課	施策の指標	単位	現状値 （R4）	実績値 （R6）	目標値 （R11）	担当所管課による 検証の結果	備考	評価委員会の 確認
1	基本目標 1 包括的な支援体制づくり	(1)包括的な相談・支援体制の構築	①重層的支援体制整備事業の構築	包括的相談支援事業（福祉の総合的な相談窓口の体制整備）	相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、自殺防止、再犯防止などに関わる様々な課題も含め、包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携、つなぎを行う。以下に掲げる事業を位置付け、一体的に実施する。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなげる。	重層的支援体制整備事務事業	地域共生課	複合的な課題を抱えた相談件数	件	58	105	228 100	実績値（R6）が目標値（R11）をすでに超えていて、実態に合わせる必要がある	地域福祉コーディネーター 1 人あたりの相談受付件数（令和 7 年度実績）から目標値（令和11年度）を算出した。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）
2	基本目標 1 包括的な支援体制づくり	(2)総合的・専門的な対応の推進	①福祉ニーズに対する相談機能の充実	保育所・学童保育所の保育研修	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行う。また、学童保育所に従事する職員の知識の習得及び技術の向上のため、基幹施設及び指定管理施設職員対象の各種研修等を実施する。	基幹型保育所システム事務事業	保育幼稚園課	研修実施回数	回	7	9	12 8	実績値（R6）が目標値（R11）をすでに超えていて、実態に合わせる必要がある	研修内容・回数を見直し、目標値（令和11年度）を算出した。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）
3	基本目標 1 包括的な支援体制づくり	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供	①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有	福祉関連課の適切な情報発信ツール（デジタル）による福祉情報の提供 福祉関連課の×による福祉情報の提供	適切な情報発信ツール（デジタル）×を使い、福祉関連情報を提供する。	－	健康部（地域共生課、保険年金課、健康課）・福祉部（生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、地域包括ケア課）・子ども家庭部（子ども若者計画課、保育幼稚園課、子育て支援課、子育て相談室）	福祉関連課の適切な情報発信ツール（デジタル）活用数 福祉関連課の×への投稿数	一件	実施 700	実施 277	実施 840	算出方法を見直す必要がある	福祉関連課への実態調査を踏まえ、適切な情報発信ツールの再検討により、施策の指標と目標値（令和11年度）の表記の仕方を見直した。 別紙 1 「情報発信ツール（デジタル）活用数調査結果（令和 7 ～11年度）」参照。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）
4	基本目標 1 包括的な支援体制づくり	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供	①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有	第三者評価の受審の促進	第三者の評価を受け、客観的な評価情報が公開されることで、利用者が良質なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者へ第三者評価の受審を働きかける。サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。	福祉サービス第三者評価受審支援事務事業	障害福祉課、高齢福祉課 地域共生課	第三者評価受審費補助事業所（事業所数）	－	6	8	高齢：10 障害：3 13	その他	令和 7 年度より障害福祉課と高齢福祉課に事務移管したため、担当課について変更した。 それに伴い、目標値（令和11年度）：1 3 件について、障害福祉課：3 件、高齢福祉課：10件に変更した。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）
5	基本目標 1 包括的な支援体制づくり	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供	②地域に密着したサービスの展開	地域包括ケアの推進（子ども）	保健師や助産師等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談でき、切れ目のない支援を実施する こども家庭センター（母子保健機能）子育て世代包括支援センターの充実を図る。	こども家庭センター事務事業（母子保健機能） 子育て世代包括支援センター事務事業	子育て相談室	ゆりかご・こくぶんじ面接の実施率 子育て世代包括支援センターと関係機関連携件数	% 件	92.4 438	99.5 551	100 320	他計画との整合性が取れていない	「国分寺市総合ビジョン」、「子ども若者・いきいき計画（令和 7 年 3 月策定）」との整合性を図るため、施策の指標を見直した。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）
6	基本目標 2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり	(1)権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進	成年後見制度・権利擁護支援の周知・啓発	成年後見制度に関する講演会、個別相談会等を開催し、幅広い専門職団体等と連携しながら、制度の周知・啓発に取り組む。また、市の職員をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護保険事業所等の関係者に対して、成年後見制度の研修等を実施し、正しい理解を促す。	権利擁護センター事務事業	地域共生課	成年後見相談件数	件	3,084	4,478	4,395 3,400	他計画との整合性が取れていない	「国分寺市総合ビジョン」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第 1 回評価等委員会にて確認済（6/4）

通番	基本目標	施策の柱	施策	取組名	取組内容	事務事業名	担当課	施策の指標	単位	現状値 (R4)	実績値 (R6)	目標値 (R11)	担当所管課による 検証の結果	備考	評価委員会の 確認
7	基本目標 2 だれもが安心して自分らしく 健やかに暮らせる地域づくり	(2)支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進	③再犯防止のための固有の支援	民間協力者の活動の促進	北多摩東地区保護司会国分寺分区や北多摩東地区更生保護女性会国分寺分区など、民間協力者の方々の活動を促進するための支援を行うとともに、民間協力者や関係機関等の方々と連携し、更生保護に対する市民の理解と協力を得て、犯罪をした人等を孤立させることなく、立ち直りを支援する。	国分寺分区等事務事業	地域共生課	定例会及び行事等活動回数	回	25 150	40 150	40 300	算出方法を見直す必要がある	当初の目標値（令和11年度）の設定に当たっては活動回数ではなく、参加者人数を単位として設定していた経過が確認されたため、算出方法を見直すこととした。目標値（令和11年度）については、現状の活動水準を維持していくこととして、令和6年度の実績をペースに設定した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
8	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(1)地域福祉を担う人材の育成と活用	①ボランティアや市民活動団体の育成・養成	元気高齢者地域活躍推進事業（介護支援ボランティア制度）	高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動をととした介護予防を行う。	地域介護予防活動支援事務事業	高齢福祉課	介護支援ボランティア活動延べ回数	回	430	1,964	2,160 1,000	実績値（R6）が目標値（R11）をすでに超えていて、実態に合わせる必要がある	実績値（令和7年度）から目標値（令和11年度）を算出した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
9	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(1)地域福祉を担う人材の育成と活用	①ボランティアや市民活動団体の育成・養成	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	ファミリー・サポート・センター事務事業	子育て相談室	援助活動実施件数	件	4,515	4,765	5,097 5,363	他計画との整合性が取れておらず、実態に合わせる必要がある	「子ども若者・いきいき計画（令和7年3月策定）」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
10	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進	①地域住民の交流促進	親子ひろば事業	地域の中で孤立しがちな乳幼児（おもに0歳～3歳）とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者が交流し、保護者・子育て支援者・行政・地域住民が連携する。	親子ひろば事務事業	子育て相談室	親子ひろば延べ利用者数	人	51,487	56,037	60,430 45,814	他計画との整合性が取れておらず、実態に合わせる必要がある	「子ども若者・いきいき計画（令和7年3月策定）」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
11	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進	①地域住民の交流促進	地域での生きがいづくり・仲間づくり	様々な公民館主催事業の開催や、グループでの学習・活動・交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを支援する。	公民館関係事務事業	公民館課	主催事業数(講座+行事)	－	186	202	210 170	実績値（R6）が目標値（R11）をすでに超えていて、実態に合わせる必要がある	「国分寺市総合ビジョン」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
12	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(3)市民生活の安全・安心の向上	①安全・安心に向けた取組の推進	市民の防犯意識と地域防犯力の向上	巧妙化する犯罪を未然に防ぐためには、市民の防犯意識と地域防犯力の向上が不可欠である。犯罪に巻き込まれないための防犯知識を持つ市民と、地域防犯活動の担い手となる防犯まちづくり委員を増やししながら、自主防犯活動団体や防犯まちづくり委員会等の活動を通じた地域防犯力の向上を図る。	防犯事務事業	防災安全課	防犯まちづくり委員認定数	人	222	251	380 390	他計画との整合性が取れていない	「国分寺市総合ビジョン」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）
13	基本目標 3 地域で支え合う基盤の強化	(3)市民生活の安全・安心の向上	①安全・安心に向けた取組の推進	専門的知識等を持つボランティアの登録	日常的にボランティア活動センターにおいて、特に専門的知識や技能を持つボランティア（災害ボランティア経験者を含む）の情報を把握し、災害時に活用する。	市民防災推進委員会事務事業	防災安全課	市民防災推進委員認定者数（累計）	人	1,325	1,372	1,513 1,573	他計画との整合性が取れていない	「国分寺市総合ビジョン」との整合性を図るため、目標値（令和11年度）を見直した。	第1回評価等委員会にて確認済（6/4）

令和8年度第1回国分寺市地域福祉計画評価等委員会（中間検証） 質問・意見一覧表

令和8年度第1回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料1-2

資料2 通番	発言者	質問・意見	質問・意見（評価等委員会委員）	担当所管課	回答
1	阿南委員	質問	この目標値（R11）にして、地域福祉コーディネーターの業務負担は問題ないのか。	地域共生課	《回答済 6/3》 地域福祉コーディネーターの人員体制については、令和7年度は3名体制（1名欠員）であったが、令和8年度からは4名体制になっているため、この目標値（R11）を受け止められる体制であり、現実的な目標値を挙げていると考える（参考：令和7年度実績値：169件）。
1	岡田委員	質問	この件数が、実件数なのか、延べ件数なのか。	地域共生課	《回答済 6/3》 実件数である。
2	渡辺委員	質問	具体的な研修の内容はどんなものなのか。	保育幼稚園課	《回答済 6/3》 研修の内容を見直し、保育園現場のニーズを把握し、社会情勢の中で保育施設に求められている専門的なテーマの研修、学びの方法を検討していき、保育士一人一人の保育力向上につながる効果的な研修を実施していくことを目標に掲げ、研修回数を12回に増やすことで、保育の質の向上を図る。
3	岡田委員	質問	別紙1についてである。行政アプリ①「ぶんじ子育てナビ（母子モ）」の子育て相談室の「365件」という投稿件数がいくつかあるが、これは毎日発信しているものという認識で良いか。	子育て相談室	投稿内容を精査しながら、現時点では「ゆりかご・こくぶんじ面接」、「妊娠8か月アンケート」、「ファーストバースデーアンケート」、「妊婦歯科健診」についてを毎日自動設定でプッシュ通知をしている。
3	阿部委員	質問	情報発信する投稿内容の基準を教えてほしい。（「知的障害者移動支援従業者養成研修」も実施していると思う。これは投稿しないのか。）	障害福祉課	明確な基準は設けていない。投稿内容に対して効果的な情報発信ツールを活用するよう努めているが、ご意見を受け止め、今後の情報発信を検討していきたい。
5	渡辺委員	質問	相談に対しての面接の実施率ということか。	子育て相談室	妊娠届出後、妊娠中にゆりかご・こくぶんじ面接を実施した妊婦の割合である。妊娠届出をした方への面接実施率を100%目指すということである。
5	小川委員	意見	進捗確認・評価時に必要な情報のため、現状値（R4）と実績値（R6）も見え消しの形で進捗確認票に示すようにしてほしい。	子育て相談室	《回答済6/3》 見え消し方式として示すようにする。
6	足立委員	質問	・中間検証後の目標値（R11）が実績値（R6）より低くなっているが良いのか。 ・この目標値（R11）を受けきれる人員体制はできているのか。	地域共生課	《回答済6/3》 ・中間検証後の目標値（R11）の設定だが、上位計画である国分寺市総合ビジョンに合わせるとした。なお、実績値（R6）だが、同じ相談者が複数回相談されたものも実績値に含まれている実態を確認しており、この実績値（R6）はかなり上振れていた可能性がある。 ・現状の人員体制で問題ないと判断している。
7	渡辺委員	質問	現状値（R4）と実績値（R6）を教えてほしい。	地域共生課	《回答済6/3》 実績値（R4）＝25回、実績値（R6）＝40回
9	渡辺委員	意見	中間検証をする理由としては、他計画との整合性というよりも、実態に合わせる必要があるという方が良いのではないのか。	子育て相談室	《回答済6/3》 「他計画との整合性が取れておらず、実態に合わせる必要がある」という理由とする。
10	渡辺委員	意見	中間検証をする理由としては、他計画との整合性というよりも、実態に合わせる必要があるという方が良いのではないのか。	子育て相談室	《回答済6/3》 「他計画との整合性が取れておらず、実態に合わせる必要がある」という理由とする。
10	渡辺委員	質問	実績値（R6）が増えたのは、子どもの数が増えたということか。	子育て相談室	《回答済6/3》 母子保健事業との連携やSNSでの情報発信など、積極的な広報に努めたことにより、利用者が増加した。

12	渡辺委員	質問	防犯まちづくり委員はどのようになれるのか。	防災安全課	《回答済6/3》 防犯リーダー養成講習会修了生のうち、希望者を防犯まちづくり委員として認定している。
13	渡辺委員	質問	取組内容にある「ボランティア活動センター」というのは国分寺市社会福祉協議会の「ボランティア活動センターこくぶんじ」のことを指しているのか。	防災安全課	国分寺市社会福祉協議会のボランティア活動センターのことである。市民防災推進委員が関わる防災会等の団体がボランティア活動センターに登録しているケースもあることから、このような取組内容になっている。

包括的相談支援事業の周知について (つみとりの活用)



背景

本市は令和5年度より「重層的支援体制整備事業」を実施している。

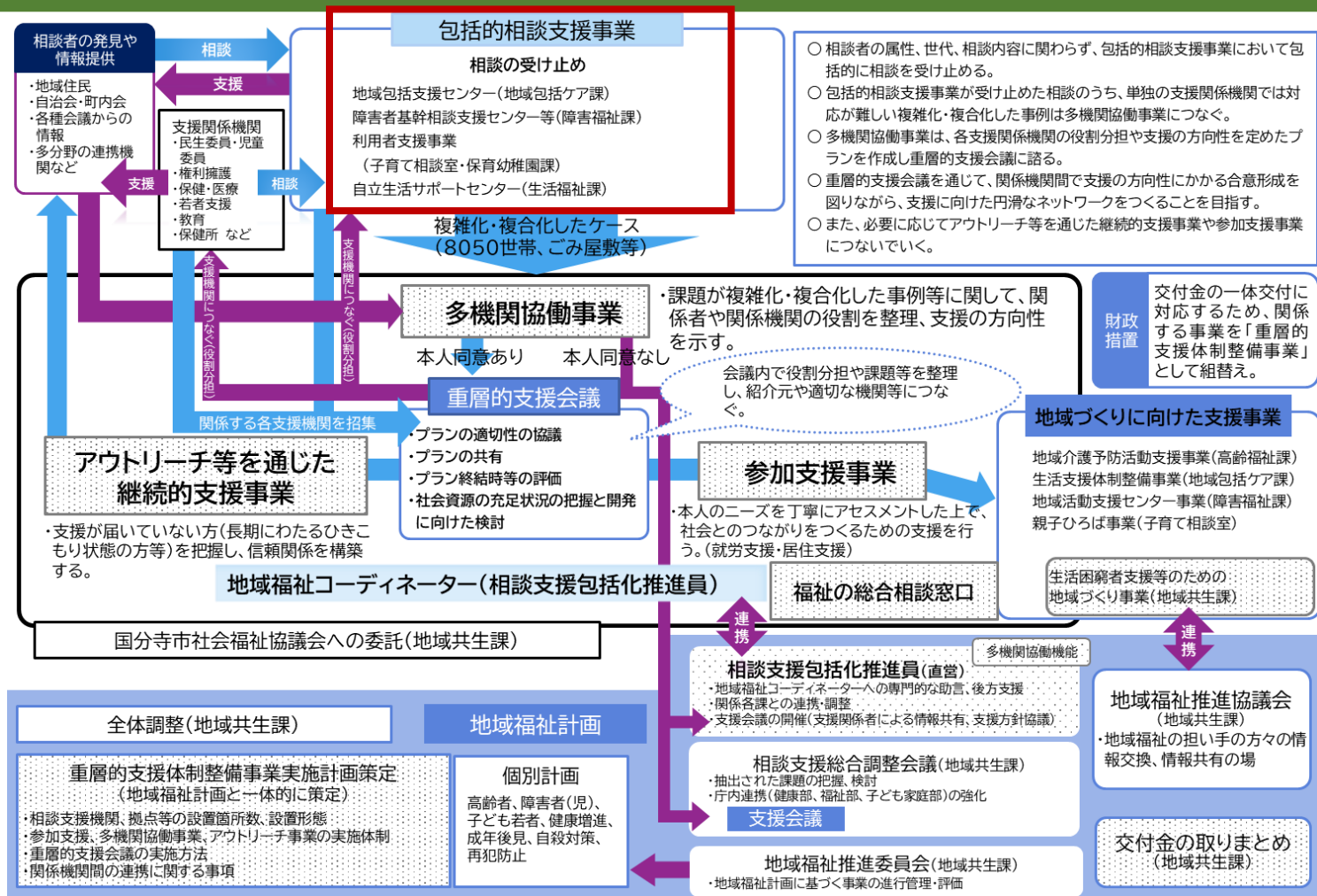
その中の「包括的相談支援事業」では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めることとなっており、また「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の名称、所在地、担い手、役割を明確化するとともに、地域住民等に広く周知する指針が国より示されている。

課題

本市においては、“相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める体制”がすでに構築されており、支援者(庁内・市内支援関係機関)の「包括的相談支援事業」の理解は徐々に進んでいる。

次のステップとして、市民への周知を進めていき、本市としての「包括的相談支援事業」への取り組みを対外的に示していく必要がある。

国分寺市における重層的支援体制整備事業実施イメージ



重層的支援体制整備事業と「国分寺市の既存事業の関係」

既存事業を活用するに当たり、社会福祉法第106条の4 第2項第1号から第6号までを整理し、担当所管課と共有を図る。

		機能	国で示す既存制度の対象事業等	担当課	国分寺市での既存事業名
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	地域包括ケア課	包括的支援事業
	ロ		障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター事業
	ハ		利用者支援事業	子育て相談室	子育て応援パートナー事業(基本型)
				子育て相談室	子育て世代包括支援事業(基本型)
				保育幼稚園課	保育コンシェルジュ事業(特定型)
				子育て相談室	こども家庭センター事業(こども家庭センター型)
				子育て相談室	出産・子育て応援事業(妊婦等包括相談支援事業型)
ニ	自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業		
第2号		参加支援	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	地域共生課	重層的支援体制整備事業
第3号	イ	地域づくりに 向けた支援	地域介護予防防活動支援事業	高齢福祉課	地域介護予防防活動支援事業
	ロ		生活支援体制整備事業	地域包括ケア課	生活支援体制整備事業
	ハ		地域活動支援センター事業	障害福祉課	地域活動支援センター事業
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子育て相談室	親子ひろば事業
			生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域共生課	重層的支援体制整備事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等により継続的に繋がり続ける機能		
第5号		多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		
第6号		支援プランの作成	※多機関協働事業と一体的に実施		

包括的な支援体制の整備 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第106条の3

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正(新設)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第三 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

一 施策内容

市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備するため、次の取組を実施する。

1 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

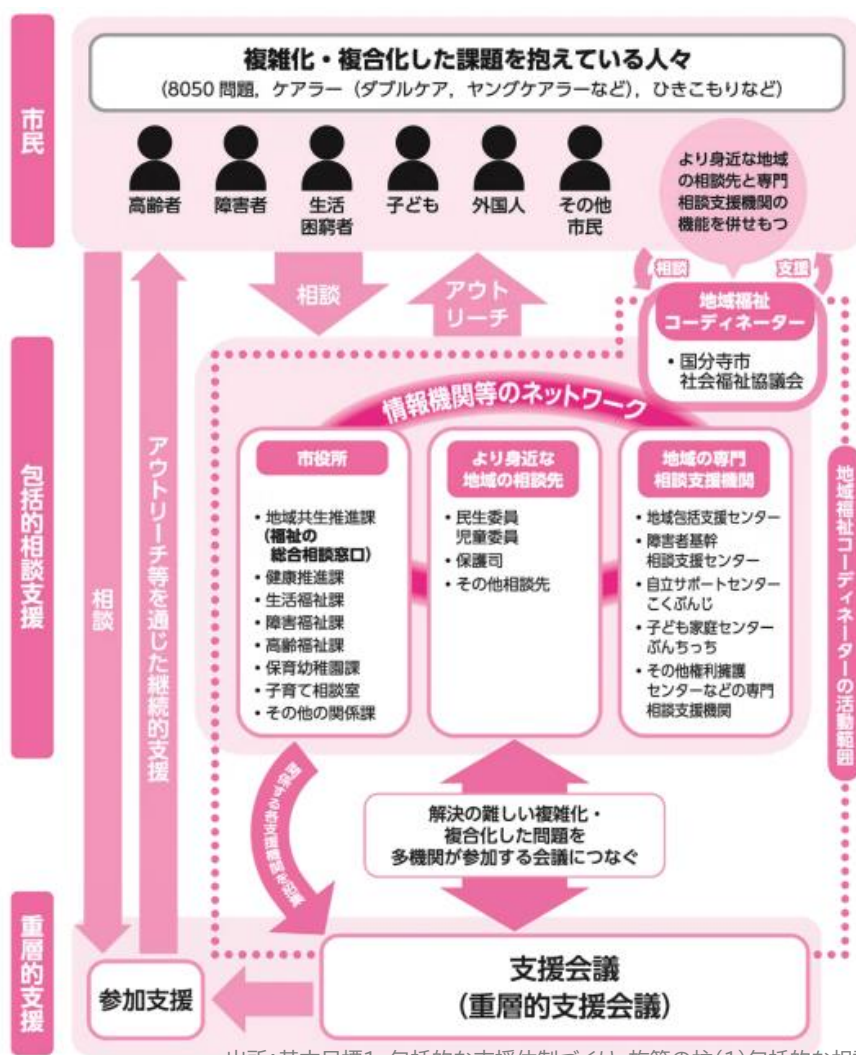
2 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の名称、所在地、担い手、役割を明確化するとともに、地域住民等に広く周知する。

3 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

4 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

国分寺市における 包括的相談支援体制の イメージ図



国分寺市における相談支援の現状

物忘れがひどくなった
娘は精神科に通っているし
孫は引きこもりだけど、
どこに相談したらいいのかしら？
まずは自分のことを相談してみよう



①相談することを決めた

私が物忘れがひどくて
働けなくなったの

こちらで一度
お話を聞きますね
(受け止める)

娘と孫のことも
話していいかしら？



②地域包括ケア課にて相談



御家族についても
適切な課につなぎますね
(つなぐ)



③複合化・複雑化した
課題が判明

相談を受け止めて、関係課につなぐ

連携

ひきこもり



子育て相談室
・子ども若者計画課

精神疾患



障害福祉課

生活困窮



生活福祉課

④それぞれの問題に対して関係課を紹介しつないだ



ひきこもり

障害福祉課



精神疾患

生活福祉課
生活苦



本市はこの流れができている



包括的相談支援体制が構築されている状態である



包括的相談支援体制が構築されていることを

職員だけの認識に留めず、“ 対外的に発信していく必要がある ”

【 発信することの目的 】

地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(市民の心理的安心感の向上・職員の心理的一体感の醸成)

相談を受け止めて関係課につなぐ

物忘れがひどくなった
娘は精神科に通っているし
孫は引きこもりだけど、
どこに相談したらいいのかしら？
まずは自分のことを相談してみよう

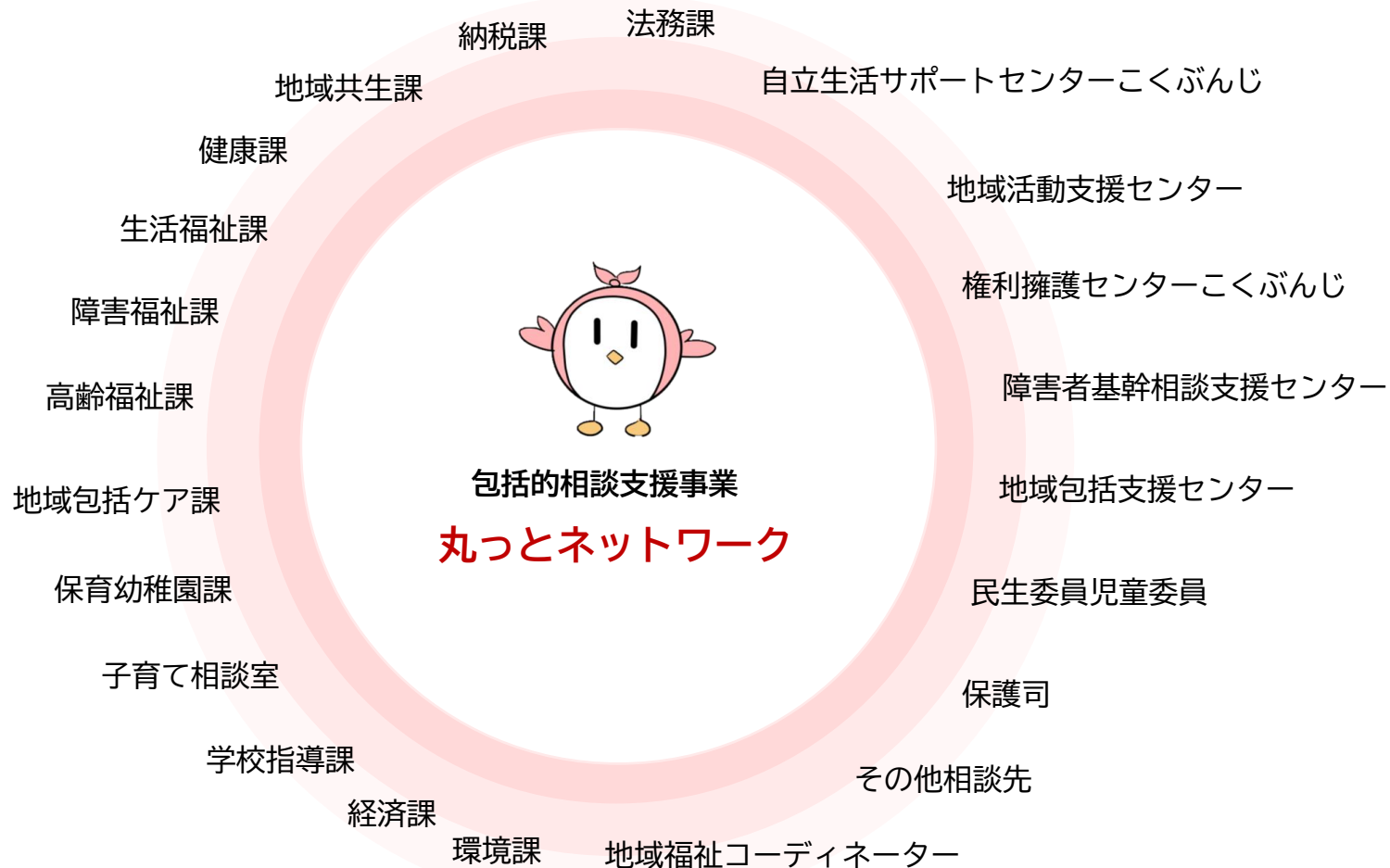
①相談することを決めた

私が物忘れがひどくて
働けなくなったの

娘と孫のこと
話していいかしら？

②地域包括ケア課にて相談

包括的相談支援事業 = 『丸っとネットワーク』





《 これまで 》

丸っとふくまど(福祉の総合相談窓口)
イメージキャラクター

- ・ 重層的支援体制整備事業実施
- ・ 福祉の総合相談窓口開設の周知

《 これから 》

丸っとネットワーク
(包括的相談支援事業)
シンボル



包括的相談支援事業の周知
(相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、
包括的に相談を受け止め、つなぐ)

→ 包括的相談支援事業所の窓口
“ つみとり ” をシンボルとして掲げる



段階的に周知

1 庁内①（相談支援総合調整会議で組織されている所管課等）

- 地域共生課
 - ・健康課
- 生活福祉課
- 障害福祉課
 - ・高齢福祉課
- 地域包括ケア課
 - ・子ども若者計画課
- 保育幼稚園課
- 子育て相談室
- 学校指導課

2 地域の専門相談支援機関

- ・地域包括支援センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・地域活動支援センター
- ・自立生活サポートセンター
こくぶんじ
- ・権利擁護センターこくぶんじ

3 庁内②（庁内①以外）

- ・法務課（例：市民相談）
- ・納税課（例：納税相談）
- ・経済課（例：消費生活相談）
- ・人権平和課
（例：身近な人権相談）
- ・環境課
（例：公害苦情相談）

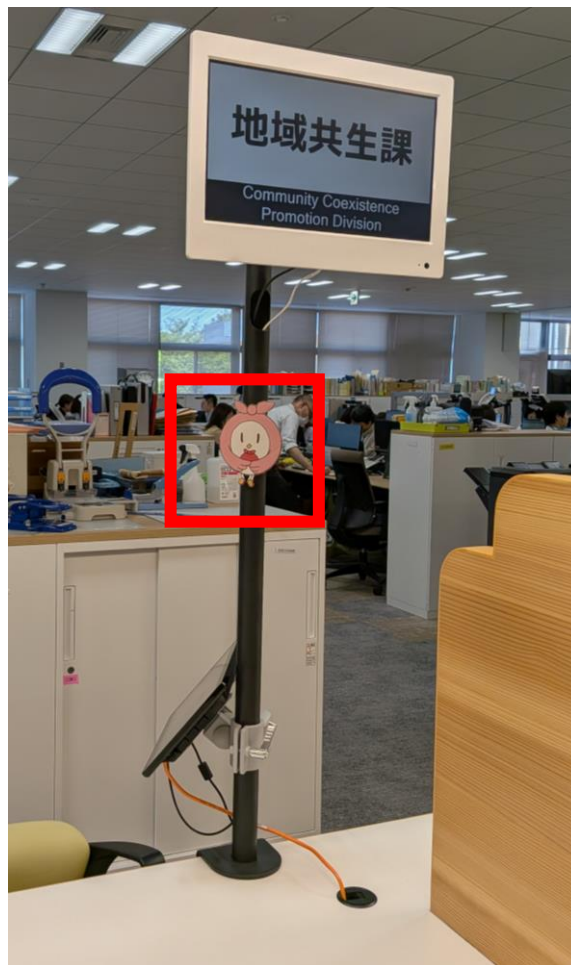
各窓口にマグネット・ステッカー・アクリルスタンド等を順次設置

4 より身近な地域の相談先

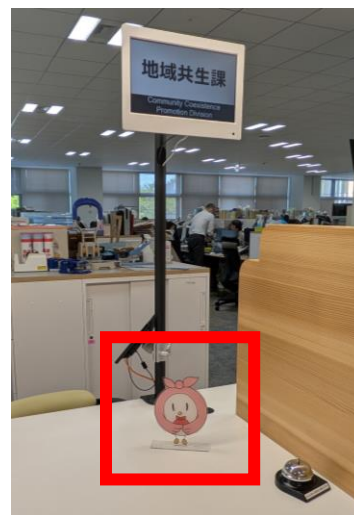
- ・民生委員児童委員
- ・保護司
- ・その他相談先



包括的相談支援事業 シンボル
「つみとり」



↑マグネット型・吊り下げ型



←アクリルスタンド型



↑ステッカー型

民法等の一部を改正する法律案

(令和8年4月3日付閣議決定)

●本人の意思に基づいた支援を適時に受けられる体制へ

- ①後見類型・保佐類型を廃止して、補助類型に一本化
- ②必要がなくなれば「やめることができる」仕組みの明確化
- ③補助人の交代を柔軟に行える仕組みに見直し
- ④本人の意思の尊重にかかる配慮義務の明確化

出典：令和8年度第1回国分寺市権利擁護関係機関連絡会資料



成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
精神・障害保健課

成年後見制度の見直し等について

- 民法において、成年後見制度が規定されている。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

- 令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。令和7年6月には中間試案が示された。（第147回障害者部会で報告）
- その後、同民法（成年後見等関係）部会での調査審議において、3ページのとおり、法定後見制度について、現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されている。

⇒今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人について見直しが行われる場合には、障害保健福祉関係法令において、関係する規定（※）についても、併せて修正を行うことを予定している。

（※）身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等における、市町村長による後見・保佐・補助開始の審判の請求に関する規定、「家族等」や「保護者」等に関する規定を想定。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度

事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
↓	↓		↓		↓	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					

見直し後の制度

適用範囲の拡大

廃止

対象者の能力	不十分			欠く常況
制度	補助			選択可
	代理	取消し	取消しの特則	
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し	

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。

○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。

○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

○ 令和6年4月～ 部会において調査審議 ○ 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング

○ 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付け**た上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案

乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるというルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

東京都社会福祉協議会より

内 容

- 1 社会保障審議会福祉部会報告書
- 2 社会福祉法等の一部を改正する法律案

(令和8年4月3日閣議決定・国会提出)

地域共生社会の実現

誰も取り残されることなく
地域で支えあう社会

地域共生社会の実現に向け社会福祉法改正

平成29年 包括的支援体制の整備を努力義務化
令和 2年 重層的支援体制整備事業を創設

現状

- 人口減少、2040年には65歳以上の高齢者数がピーク、単身世帯の増加、複数の地域生活課題、ニーズの多様化、複雑化。
- 地域社会機能低下の状況やスピードは、地域差が大きく、中山間地域は、より進行。

必要なこと

- 2040年に向け、福祉分野を超えた連携・協働、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現、深化が重要。



令和7年5月 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

- ・ 令和2年の改正法附則第2条における施行後5年の検討規定
- ・ 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

令和7年7月 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会 とりまとめ

社会保障 審議会 福祉部会

〔報告書の内容〕

- 1 地域共生社会のさらなる展開について
- 2 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について
- 3 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について
- 4 災害に備えた福祉的支援体制について
- 5 共同募金事業の在り方について
- 6 介護人材の確保・育成・定着について
（福祉人材確保専門委員会を設置して検討）



関係法令等の改正

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とその他の事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

社会福祉法等改正法案 ポイント(概要)

- ① (第5条) 福祉サービスの提供の原則に「意思決定支援」を追加。
- ② (第6条) 国・地方公共団体の責務として、地域住民等との連携の下に包括的支援体制を整備すること、地域福祉の推進のため連携に努める関連施策に「防災」「消費者の利益の擁護」に関する施策を追加。
- ③ (第106条の3) 地域住民等が相互に交流を図る「拠点」→「環境」に変更。地域住民等と支援関係機関の連携・協働に関する事項を追加。
- ④ (第106条の3の2) 市町村が支援関係機関等により構成され、守秘義務を課した「支援会議」を組織できることを新たに規定。
- ⑤ (第106条の5) 重層的支援体制整備事業実施計画への記載事項および、同計画について、調査、分析、評価を行うよう努めることを規定。
- ⑥ (第106条の6) 小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を新設。
- ⑦ (第106条の15) 市町村が成年後見制度等の適切な利用のため、関係機関等・本人・家族等の相談、情報提供、助言等実施、連絡調整の実施に努めることを規定。市町村は、市町村社会福祉協議会、その他の厚生労働省令で定める者に委託することができることと規定。



- ⑧ (第106条の16) 成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できると規定。
- ⑨ (第106条の17) 市町村は、関係機関等、その他関係者により構成される会議を組織できるとし、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制整備を検討することを規定。
- ⑩ (第107条) 地域福祉計画に策定する地域福祉の推進に関する事項に保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を追加。
- ⑪ (第108条の2～8) 厚生労働大臣は、災害時福祉業務従事者を登録し、都道府県知事の求めに応じて必要な情報を提供できる。都道府県知事は、災害時福祉従事者に業務に従事することを要請できる。国は研修・訓練・援助を行い、都道府県は実施するよう努めると規定。
- ⑫ (第2条) 「福祉サービス利用援助事業」→「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に変更し、対象、内容を拡充。
- ⑬ (第81条) 都道府県社会福祉協議会が都道府県の区域内であまねく実施されるために行う事業を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に変更。

社会福祉法等改正法案 ポイント

第5条 福祉サービスの提供の原則に「意思決定支援」を追加

改正案

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、地域福祉の推進に係る取組を行う 他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

二 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない。

第6条 国・地方公共団体の責務として、地域住民等との連携の下に包括的支援体制を整備すること、地域福祉の推進のため連携に努める関連施策に「防災」「消費者の利益の擁護」に関する施策を追加

改正案

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

二 国及び地方公共団体は、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。 (以下、略)



第106条の3

地域住民等が相互に交流を図る「拠点」→「環境」に変更
地域住民等と支援関係機関の連携・協働に関する事項を追加

現行

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第三項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、

必要に応じて支援関係機関に関し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(以下、略)

改正案

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

(以下、略)



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

第106条の3 包括的な支援体制の整備

現行

改正案

取組み例

身近な圏域で整備

一号

住民参加の活動を促す者

住民参加の活動を促す者

地域福祉コーディネーター

地域住民等が相互に交流できる拠点

地域住民等が自ら相談を受け止める体制

多世代・多機能型の活動拠点

地域住民等に対する研修の実施

地域住民等が相互に交流できる環境

地域における担い手の育成

相談を包括的に受け止める場

地域住民等に対する研修の実施

アウトリーチを通じた困りごとの把握、福祉何でも相談

支援関係機関に協力を求められる体制

地域住民等が支援関係機関に支援を求め支援される体制

地域住民等の取り組みに支援関係機関の参画が確保される体制

地域住民等と支援関係機関の連携・協働が促進される体制

区市町村圏域で整備

三号

課題解決のための関係機関の連携

課題解決のための関係機関の連携

多機関協働、新たな地域活動の開発や地域住民の理解促進



改正案

(支援会議)

第106条の3の2 支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の他の法律に基づく会議(地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。第五項において「関係会議」という。)において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に関係会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、当該関係会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項から第五項までに定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第106条の5

重層的支援体制整備事業実施計画への記載事項および、同計画について、調査、分析、評価を行うよう努めることを規定

改正案

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項
- 二 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項
- 三 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項
- 四 重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 (略)

3 市町村は、定期的に、その策定した重層的支援体制整備事業実施計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、当該評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、重層的支援体制整備事業実施計画を変更するものとする。

4～6 (略)

第106条の6

〔新設〕 厚生労働省令で定める基準に該当する小規模市町村は、地域包括支援体制の整備促進のため、「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」を行うことができる。

改正案

（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）

第106条の6 小規模市町村（その人口規模、その人口の減少の状況等からみて福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市町村として厚生労働省令で定める基準に該当するものをいう。以下この款において同じ。）は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を促進するため、第百六条の三第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、小規模市町村地域支援連携体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、小規模市町村において地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境として地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制を一体的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業



二 地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援の円滑な実施、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画の円滑な確保その他の地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関の相互の連携又は協働の促進のための事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う環境の整備その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業をいう。以下同じ。）に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。

4小規模市町村は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施するに当たっては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

5小規模市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の事務の全部又は一部を当該小規模市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【新たな仕組みの概要】

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための新たな仕組み（概要）

現状・課題

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。

※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。

※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）

新たな仕組み（概要）

- 小規模市町村（※）における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（仮称））を新設する。

※ 対象地域は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

【事業内容】

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・ 介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、分野横断的に実施。
- ・ 配置基準は分野横断的な一つの基準を定める（省令において規定）。

一体的に
実施

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ・ 地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

※ 重層的支援体制整備事業は、分野毎の配置基準を満たしながら相談支援・地域づくり事業を実施する必要があるほか、相談支援・地域づくり事業に加えて、3つ追加的事业（多機関協働事業等）を実施する必要があるが、小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は簡素な仕組みとする。

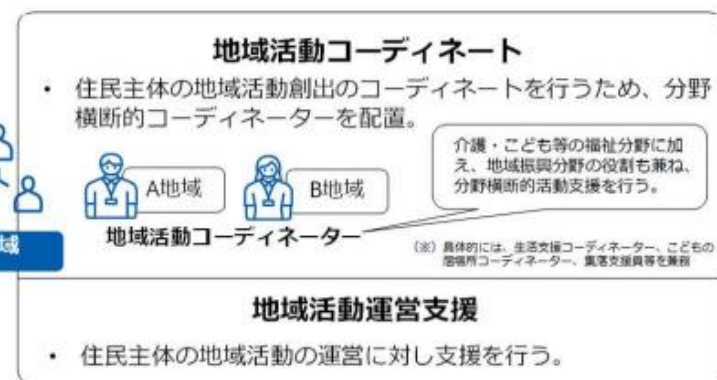
※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

《事業イメージ》

＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞



地域運営組織と一体的に実施することも想定

第106条の15

〔新設〕市町村が成年後見制度等の適切な利用のため、関係機関及び民間団体、本人・家族等の相談、情報提供、助言等実施、連絡調整の実施に努めることを規定。

市町村は、市町村社会福祉協議会、その他の厚生労働省令で定める者に委託することができることと規定。

改正案

（成年後見制度等の適切な利用の支援）

第106条の15 市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法第百十五条の四十五第二項第二号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（以下この款において「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。

一 地域において高齢者又は障害者の権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下この項及び第百六条の十七第一項において「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

二 第百六条の十七第一項に規定する会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

三 前二号に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにこれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

2 市町村は、市町村社会福祉協議会その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事務の実施に係る方針を示して、当該事務の全部又は一部を委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない



〔新設〕 成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できると規定。

改正案

（地域権利擁護相談支援センター）

第106条の16 地域権利擁護相談支援センターは、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項各号に掲げる事務を行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

3 前条第二項の規定による委託を受けた者は、当該委託に係る事務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域権利擁護相談支援センターを設置することができる。

4 地域権利擁護相談支援センターの設置者は、自らその実施する事務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事務の質の向上を図るよう努めなければならない。

5 地域権利擁護相談支援センターの設置者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 市町村は、定期的に、地域権利擁護相談支援センターにおける事務の実施状況について、評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、前条第二項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 市町村は、地域権利擁護相談支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域権利擁護相談支援センターの事務の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、地域権利擁護相談支援センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第106条の17

改正案

〔新設〕市町村は、関係機関等、その他関係者により構成される会議を組織できるとし、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制整備を検討することを規定。

（会議）

第106条の17 市町村は、関係機関等、第百六条の十五第二項の規定による委託を受けた者その他の関係者（第三項及び第四項において単に「関係者」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を組織することができる。

2 会議は、第百六条の十五第一項各号に掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、高齢者及び障害者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる

第107条

〔六号を追加〕地域福祉計画に策定する地域福祉の推進に関する事項に保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を追加。

改正案

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一～五（略）

六 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

2・3（略）



第108条の2～8

〔新設〕 厚生労働大臣は、災害時福祉業務従事者を登録し、都道府県知事の求めに応じて必要な情報を提供できる。都道府県知事は、災害時福祉従事者に業務に従事することを要請できる。国は研修・訓練・援助を行い、都道府県は実施するよう努めると規定。

改正案

（災害時福祉業務従事者の登録）

第108条の2 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域に派遣されて災害時における福祉サービスの提供に係る業務（以下この節において「災害時福祉業務」という。）に従事する旨の承諾をした者（保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士その他当該災害時福祉業務に関する必要な知識及び技能を有するものであつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害時福祉業務従事者として登録するものとする。（以下、略）

（情報の提供）

第108条の4 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じ、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害時福祉業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

（災害時福祉業務従事者に対する要請等）

第108条の6 都道府県知事は、災害が発生した場合であつて必要があると認めるときは、災害時福祉業務従事者に対し、災害時福祉業務に従事することを要請することができる。（以下、略）

（研修及び訓練）

第108条の7 国は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、災害時福祉業務従事者に対する災害時福祉業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。（以下、略）

第2条

「福祉サービス利用援助事業」→「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に変更し、対象、内容を拡充。

改正案

(定義)

第2条 (略)

十二 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業(精神上の理由又は近隣に居住する家族がいないことその他の理由により日常生活又は社会生活を営むのに支障がある生計困難者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。)及びイ又はロに掲げるサービスのいずれかのサービス(以下この号において「福祉サービス・保健医療サービス等」という。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービス・保健医療サービス等の提供を受けるために必要な手続又は福祉サービス・保健医療サービス等の利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービス・保健医療サービス等の適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

イ 保健医療サービス

ロ 葬祭その他の生計困難者が死亡した場合に必要なサービス

(以下、略)

第81条

都道府県社会福祉協議会が都道府県の区域内であまねく実施されるために行う事業を「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に変更

改正案

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等)

第81条 都道府県社会福祉協議会は、第百十条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

令和8年度国分寺市地域福祉推進委員会開催等スケジュール

令和7年度第1回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料6

[illegible]

○国分寺市地域福祉推進委員会設置規程

平成27年11月30日

訓令第28号

改正 平成28年 3 月31日訓令第14号
平成29年 3 月31日訓令第10号
平成30年 3 月30日訓令第11号
令和元年 8 月29日訓令第 5 号
令和 2 年 4 月17日訓令第 8 号
令和 7 年 3 月31日訓令第 8 号
令和 8 年 3 月31日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 国分寺市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づき、地域福祉の推進を図るため、国分寺市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（令和 7 年訓令第 8 号・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に基づく事業の進行管理に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の調整に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

（令和 7 年訓令第 8 号・一部改正）

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 健康部長
- (2) 福祉部長
- (3) 子ども家庭部長
- (4) 政策経営部市長政策室長
- (5) 総務部防災安全課長
- (6) 市民部協働コミュニティ課長
- (7) 市民部人権平和課長
- (8) 健康部健康課長
- (9) 福祉部生活福祉課長
- (10) 福祉部障害福祉課長
- (11) 福祉部地域包括ケア課長
- (12) 子ども家庭部子ども若者計画課長

- (13) 都市企画部都市計画課長
- (14) 建設環境部環境課長
- (15) 教育部教育総務課長
- (16) 教育部社会教育課長

(平成28年訓令第14号・平成29年訓令第10号・平成30年訓令第11号・令和元年訓令第5号・令和2年訓令第8号・令和7年訓令第8号・令和8年訓令第7号・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康部長、副委員長は子ども家庭部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成30年訓令第11号・一部改正)

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(実務者会議の設置)

第7条 委員会に、必要に応じ、実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(令和7年訓令第8号・追加)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康部地域共生課において処理する。

(平成30年訓令第11号・一部改正、令和7年訓令第8号・旧第7条繰下、令和8年訓令第7号・一部改正)

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(令和7年訓令第8号・旧第8条繰下)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第10号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年訓令第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年訓令第7号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

国分寺市地域福祉推進委員会委員名簿

令和8年度第1回
国分寺市地域福祉推進委員会
参考資料2

	所属・職名	氏名	備考
1	健康部長	伊藤 寿一	委員長 令和8年4月1日任命
2	福祉部長	杉本 守啓	令和8年4月1日任命
3	子ども家庭部長	新井 宏伸	副委員長 令和8年4月1日任命
4	政策経営部市長政策室長	清水 昭策	
5	総務部防災安全課長	柳川 太郎	
6	市民部協働コミュニティ課長	小坂 彰久	
7	市民部人権平和課長	越川 僚子	令和8年4月1日任命
8	健康部健康課長	宍戸 雅哉	令和8年4月1日任命
9	福祉部生活福祉課長	桑田 知彦	令和8年4月1日任命
10	福祉部障害福祉課長	宮外 智美	
11	福祉部地域包括ケア課長	荒田 理沙	
12	子ども家庭部子ども若者計画課長	森 美有記	令和8年4月1日任命
13	都市企画部都市計画課長	三田 俊子	
14	建設環境部環境課長	小野木 博一	
15	教育部教育総務課長	中島 健太郎	令和8年4月1日委嘱
16	教育部社会教育課長	豊田 泰之	

※ 国分寺市地域福祉推進委員会設置規程第4条第1項の規定に基づき、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康部長、副委員長は子ども家庭部長をもって充てる。